４　市　税　の　あ　ら　ま　し

（１）　諸控除及び税率等の変遷　……２１

（２）　令和８年度税率及び課税客体等　……３７

納めて愉快だ宇都宮

UTSUNOMIYA



4　市税のあらまし

(1)　諸控除及び税率等の変遷

【諸控除】

年度	個人市所得						
	給与所得控除額	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済掛金控除額	社会保険料控除額	生命保険料控除額	地震保険料控除額
R4	収入金額が ① 1,625,000円以下 550,000円 ② 1,625,001円以上 1,800,000円以下 収入金額×40%－100,000円 ③ 1,800,001円以上 3,600,000円以下 収入金額×30%＋80,000円 ④ 3,600,001円以上 6,600,000円以下 収入金額×20%＋440,000円 ⑤ 6,600,001円以上 8,500,000円以下 収入金額×10%＋1,100,000円 ⑥ 8,500,001円以上の場合 1,950,000円 (令和3年度から)		合計所得金額の5%又は10万円のいずれか低い金額を超える額(平成元年度から) ○セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設 現行の医療費控除の特例として，年間12,000円を超える一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合，12,000円を超える額(上限88,000円)について所得控除ができる。なお，従来の医療費控除との併用はできない。(平成30年度から) 対象医薬品をより効果的なものに見直し，適用期間を令和9年度まで5年延長 【対象者】 特定健診，予防接種，定期健康診断等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った者 【対象となる医薬品】 医療用から転用された医薬品(かぜ薬，胃腸薬，肩こり・腰痛の貼付薬)など	支払った金額(昭和43年度から)	支払った金額(昭和25年度から)		
	次の二つのうちいずれか多い方の金額 (1)(差引損失額)－(総所得金額等)×10% (2)(差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円 ※ 差引損失額＝損害金額＋災害等に関連したやむを得ない支出の金額－保険金などにより補てんされる金額 (昭和57年度から)		一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の他に，新たに介護医療保険料控除が新設 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約) ① 12,000円以下　全額 ② 12,000円超 32,000円以下　支払額×1/2＋ 6,000円 ③ 32,000円超 56,000円以下　支払額×1/4＋14,000円 ④ 56,000円超　一律 28,000円 (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約) ① 15,000円以下　全額 ② 15,000円超 40,000円以下　支払額×1/2＋ 7,500円 ③ 40,000円超 70,000円以下　支払額×1/4＋17,500円 ④ 70,000円超　一律 35,000円 (3)新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の控除 (1)及び(2)で計算した控除額の合計額 ※各控除の上限は，28,000円 ※控除合計額の上限は，70,000円				
			その年に支払った保険料の金額に応じて，次により計算した金額が控除額となる。 (1)地震保険料 支払金額×1/2(最高25,000円) (2)旧長期損害保険料 5,000円以下　支払金額の全額 5,000円超15,000円以下　支払金額×1/2＋2,500円 15,000円超　10,000円 (1)・(2)両方がある場合 (1)，(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)				

<table>
<tr><td colspan="7">民　　税</td><td rowspan="3">年度</td></tr>
<tr><td colspan="7">控　　除</td></tr>
<tr><td>扶養控除額</td><td>配偶者特別控除額</td><td>基礎控除額</td><td>障害者控除額</td><td>寡婦控除額</td><td>ひとり親控除額</td><td>勤労学生控除額</td></tr>
<tr><td>配偶者
33万円
老人配偶者
38万円
扶養親族(特定を除く16歳以上70歳未満)
33万円
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)
45万円
老人扶養親族(70歳以上)
38万円
同居老親等扶養親族
45万円
(平成24年度から)

配偶者控除
納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減し，1,000万円を超えると適用されない。
◎控除額
・900万円以下
配偶者が70歳未満　33万円
配偶者が70歳以上　38万円
・900万円超950万円以下
配偶者が70歳未満　22万円
配偶者が70歳以上　26万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者が70歳未満　11万円
配偶者が70歳以上　13万円
・1,000万円超
適用なし</td><td></td><td>合計所得金額が
①2,400万円以下
43万円
②2,400万円超
2,450万円以下
29万円
②2,450万円超
2,500万円以下
15万円
④2,500万円超
適用なし</td><td>普通
26万円
特別
30万円
同居特別
53万円
(平成 24 年度 から)</td><td>未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し
・婚姻歴や性別にかかわらず生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について，同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。
・寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得金額500万円)を設ける。
・住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(未届)」の記載がある場合には，控除の対象外とする。
・子ありの寡夫の控除額について，子ありの寡婦と同額(30万円)とする。</td><td colspan="2">26万円
(平成 2年度から)</td><td rowspan="2">R4</td></tr>
<tr><td colspan="6">配偶者(控除対象配偶者に該当しないもの)の前年の合計所得金額が，
① 38万円を超え45万円未満　33万円
② 45万円以上75万円未満　38万円-(合計所得金額-38万円※)
③ 75万円以上76万円未満　3万円
※()内の計算で求めた金額が，5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは，その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち最も多い金額とする。(合計所得金額1,000万円以下の者に適用)
(平成17年度から)
配偶者特別控除
控除額の変更，配偶者の合計所得金額の上限の引き上げ
(変更前:38万円～76万円→変更後:38万円～123万円)
◎控除額
・900万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて3万円～33万円
・900万円超950万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて2万円～22万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて1万円～11万円</td></tr>
<tr><td colspan="8">①同一生計配偶者，扶養親族，配偶者特別控除の対象となる配偶者，勤労学生の合計所得要件を10万円引き上げ
・同一生計配偶者，扶養親族:38万円→48万円
・配偶者特別控除の対象となる配偶者:38万円超～123万円以下→48万円超133万円以下
・勤労学生の合計所得要件:65万円→75万円(給与所得以外10万円以下は変更なし)
②障害者，未成年者，寡婦，寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を10万円引き上げ
(125万円→135万円)
③個人住民税均等割及び所得割の非課税基準を10万円引き上げ
④子どもの貧困に対応するため，未婚のひとり親(合計所得135万円以下)に対し，個人住民税を非課税とする。
(令和3年度から)</td></tr>
</table>

年度	個人市所得						
	給与所得控除額	雑　損 控除額	医療費 控除額	小規模企 業共済掛 金控除額	社会保険 料控除額	生命保険 料控除額	地震保険 料控除額
R5	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
6	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
7	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
8	収入金額が ① 1,900,000円以下 650,000円 ② 1,900,001円以上 3,600,000円以下 収入金額×30％＋80,000円 ③ 3,600,001円以上 6,600,000円以下 収入金額×20％＋440,000円 ④ 6,600,001円以上 8,500,000円以下 収入金額×10％＋1,100,000円 ⑤ 8,500,001円以上の場合 1,950,000円 （令和8年度から）	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ

<table>
<tr><th colspan="8">民　　税</th><th rowspan="3">年
度</th></tr>
<tr><th colspan="8">控　　除</th></tr>
<tr><th>扶　養
控除額</th><th>配偶者特別
控除額</th><th>基　礎
控除額</th><th>障害者
控除額</th><th>寡　婦
控除額</th><th>ひとり親
控除額</th><th>勤労学生
控除額</th><th>特定親族
特別控除額</th></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td>R
5</td></tr>
<tr><td colspan="8">・未成年者の要件を，20歳→18歳に引き下げ</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td rowspan="2">6</td></tr>
<tr><td colspan="8">・国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され，原則として30歳以上69歳以下の親族が除外された。ただし，30歳以上69歳以下の者であっても，以下の者を扶養している者については控除の対象とする。
ア　留学により住所・居所を有しなくなった者
イ　障害者
ウ　その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td>7</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td></td><td rowspan="3">8</td></tr>
<tr><td colspan="8">配偶者特別控除
控除額の変更，配偶者の合計所得金額の下限の引き上げ
（変更前：48万円～133万円→変更後：58万円～133万円）
◎控除額
・900万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて3万円～33万円
・900万円超950万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて2万円～22万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて1万円～11万円</td></tr>
<tr><td colspan="8">同一生計配偶者，扶養親族，配偶者特別控除の対象となる配偶者，勤労学生の合計所得要件を10万円引上げ（令和8年度から）</td></tr>
<tr><td colspan="8">特定親族特別控除の創設
特定親族(※)を有する場合，特定親族の合計所得に応じて納税義務者が控除を受けられる。
特定親族の合計所得金額が
①0,580,000円超　0,950,000円以下　45万円
②0,950,000円超　1,000,000円以下　41万円
③1,000,000円超　1,050,000円以下　31万円
④1,050,000円超　1,100,000円以下　21万円
⑤1,100,000円超　1,150,000円以下　11万円
⑥1,150,000円超　1,200,000円以下　06万円
⑦1,200,000円超　1,230,000円以下　03万円
※特定親族とは，納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者，青色・白色事業専従者を除く）で合計所得金額が580,000円超1,230,000円以下の人
（令和8年度から）</td></tr>
</table>

【税率等】

年度	個人市民税率				その	
	市民税		県民税		配当控除額	白色事業専従者控除額
	所得割	均等割	所得割	均等割		
R4	一律6% 調整控除(人的控除額の差による負担増の調整) ①人的控除額の差の合計 ②課税標準額 1 課税標準200万円以下 ①と②のいずれか小さい額の3% 2 課税標準200万円超 ①-(②-200万円)の3% (ただし,この額が1,500円未満の場合は1,500円) (平成17年1月1日現在65歳以上の人に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置は廃止)	3,500円 従前の均等割額3,000円に,「東日本大震災からの復興を図る」ことを目的に500円加算(特例期間は平成26年度分から令和5年度分までの10年間)	一律4% 調整控除(人的控除額の差による負担増の調整) ① 人的控除額の差の合計 ② 課税標準額 1 課税標準200万円以下 ①と②のいずれか小さい額の2% 2 課税標準200万円超 ①-(②-200万円)の2% (ただし,この額が1,000円未満の場合は1,000円) (平成17年1月1日現在65歳以上の人に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置は廃止)	2,200円 従前の均等割額1,700円(平成20年度分から令和9年度分までは,「とちぎの元気な森づくり県民税(700円)を含む)に,「東日本大震災からの復興を図る」ことを目的に500円加算(特例期間は平成26年度分から令和5年度分までの10年間)		配偶者 86万円 配偶者以外 50万円 (平成8年度から)

譲渡等・配当年月日	税率
平成21年1月1日～ 平成25年12月31日	3% (市民税1.8%,県民税1.2%)
平成26年1月1日以降	5% (市民税3%,県民税 2%)

上場株式等の譲渡等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%・住民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され,平成26年1月1日以降は20%(所得税15%・住民税5%)の税率となった。

利益の配当,剰余金の分配,特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く)課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 1.6%
県民税 1.2%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 1.6%
県民税 1.2%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.8%
県民税 0.6%

私募証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く)課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 0.8%
県民税 0.6%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 0.8%
県民税 0.6%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.4%
県民税 0.3%

一般外貨建証券投資信託の収益の分配
課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 0.4%
県民税 0.3%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 0.4%
県民税 0.3%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.2%
県民税 0.15%
(平成24年度から)

税の他				法人市民税		年度
寄附金税額控除額	住宅借入金等特別税額控除額	退職所得控除額	山林所得特別控除額	法人税割	均等割	
	平成11年から平成18年及び，平成21年から25年までに入居し，所得税の住宅ローン控除を受けている人で，「住宅ローン控除限度額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税 のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額（平成22年度から） ※東日本大震災への税制上の対応により，控除適用を受けていた家屋が居住の用に供することができなくなった場合，残りの控除期間引き続き控除適用が可能。また，再取得の場合，控除額の特例の適用が可能	・勤続年数2年以下 80万円 ・勤続年数3～20年まで 40万円×勤続年数 ・勤続年数20年超 800万円＋70万円×（勤続数-20年） 障害退職者は100万円加算（平成元年度から）	50万円（昭和51年度から）	8.4% （標準税率は6.0%） R元.10.1改正	資本金等 / 従業者数 / 税率 50億円を超える：50人超 360万円／50人以下 49万2千円 10億円を超え50億円以下：50人超 210万円／50人以下 49万2千円 1億円を超え10億円以下：50人超 48万円／50人以下 19万2千円 1千万円を超え1億円以下：50人超 18万円／50人以下 15万6千円 1千万円以下：50人超 14万4千円／50人以下 6万円 公益法人 6万円 人格のない社団等（収益事業を行うもの） 6万円 ※ 人格のない社団等が収益事業を行わない場合は非課税	R4

住民税の住宅ローン控除の適用期限が，令和7年12月31日の入居まで，4年間延長された(平成27年度から)。
・平成26年1月1日～3月31日居住の場合　控除限度額　所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）
・平成26年4月1日～令和3年12月31日居住の場合　控除限度額　所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円）
※住宅に適用される消費税率が8%または10%の場合のみ
消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化を目的とし，令和元年10月～令和2年12月の間に居住の用に供した住宅について，住宅ローン控除期間を3年間延長して13年とし，11年目以降の3年間は，建物購入価格の2%を控除額の上限とし，所得税額から控除しきれない額については，現行制度と同様に，控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される。

	地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）	条例指定寄附金
対象寄附金	都道府県又は市区町村に対する寄附金	住所地の共同募金会，日本赤十字社支部に対する寄附金（政令で定めるもの）及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金
控除方式	税額控除方式	
①と②の合計額を税額控除 ①（地方公共団体に対する寄附金-2千円）×10% ②（地方公共団体に対する寄附金-2千円）×（90%-所得税の税率0～45%×1.021%） [寄附者に適用される所得税の限界税率] ①の寄附金額は，総所得金額の30%を限度 ②の額については，個人住民税所得割の20%を限度		都道府県民税　4% 市区町村民税　6%
控除対象限度額	総所得金額等の30%	
適用下限額	2千円	

都道府県・市区町村に対して寄附をした場合（ふるさと納税）における特例控除が次のとおり見直された。
1　特例控除額の上限の引き上げ
　ふるさと納税の特例控除額の上限が個人住民税所得割額の10%から 20%に引き上げられた。
2　ワンストップ特例制度の創設
　平成27年4月以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）について，一定の要件に該当する場合は，所得税の確定申告をすることなく，税制上の優遇措置を受けることができるワンストップ特例制度が創設された。所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人住民税の所得割から軽減される。
過度な返礼品を送付する団体をふるさと納税（特例控除）の対象から除外するため，総務大臣が次の基準に適合する地方公共団体を対象として指定する。（令和元年6月から）
　①寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
　②上記①で返礼品を送付する場合，以下のいずれも満たす団体
　　・返礼品の返礼割合が3割以下　　・返礼品が地場産品

<table>
<tr><td rowspan="3">年度</td><td colspan="6">個　　人　　市　　民</td></tr>
<tr><td colspan="4">税　　率</td><td colspan="2">そ</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税</td><td colspan="2">県民税</td><td>配　当
控除額</td><td>白色事業
専従者
控除額</td><td>公的年金等
控除額</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>均等割</td><td>所得割</td><td>均等割</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">R
4</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額により区分
①1,000万円以下　②1,000万円超2,000万円以下
③2,000万円超</td></tr>
<tr><td colspan="7">○65歳未満
<table><tr><td>130万円以下</td><td>①60万円　②50万円
③40万円</td></tr><tr><td>130万円超
410万円以下</td><td>①収入×25%＋27.5万円
②収入×25%＋17.5万円
③収入×25%＋7.5万円</td></tr><tr><td>410万円超
770万円以下</td><td>①収入×15%＋68.5万円
②収入×15%＋58.5万円
③収入×15%＋48.5万円</td></tr><tr><td>770万円超
1,000万円以下</td><td>①収入×5%＋145.5万円
②収入×5%＋135.5万円
③収入×5%＋125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>①195.5万円　②185.5万円
③175.5万円</td></tr></table>○65歳以上
<table><tr><td>330万円以下</td><td>①110万円　②100万円
③90万円</td></tr><tr><td>330万円超
410万円以下</td><td>①収入×25%＋27.5万円
②収入×25%＋17.5万円
③収入×25%＋7.5万円</td></tr><tr><td>410万円超
770万円以下</td><td>①収入×15%＋68.5万円
②収入×15%＋58.5万円
③収入×15%＋48.5万円</td></tr><tr><td>770万円超
1,000万円以下</td><td>①収入×5%＋145.5万円
②収入×5%＋135.5万円
③収入×5%＋125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>①195.5万円　②185.5万円
③175.5万円</td></tr></table>（令和3年度から）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前年度
に同じ</td><td>3,000円</td><td>前年度
に同じ</td><td>1,700円</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="7">・森林環境税（1,000円）の創設
令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり，市町村において，個人住民税均等割と併せて1,000円（年額）を徴収する。なお，東日本大震災の復興のため加算されていた個人住民税の均等割1,000円（市民税500円，県民税500円）は，令和5年度をもって終了。
・定額減税の実施
我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として，令和6年度税制改正において，令和6年度分個人住民税の定額減税を実施。納税義務者及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき，1万円を所得割額から控除。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">税
の　他</th><th colspan="3">法人市民税</th><th rowspan="2">年
度</th></tr>
<tr><th>寄附金税額控除額</th><th>住宅借入金等
特別税額控除額</th><th>退職所得
控除額</th><th>山林所得
特別
控除額</th><th>法人税割</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>26頁のとおり</td><td>控除の延長の特例等
<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td colspan="2">新築契約日</td></tr><tr><td>～R2.9.30</td><td>R2.10.1～R3.9.30</td></tr><tr><td colspan="2">建売，中古，増改築契約日</td></tr><tr><td>～R2.11.30</td><td>R2.12.1～R3.11.30</td></tr><tr><td colspan="2">入居日</td></tr><tr><td>R3.1.1～R3.12.31</td><td>R3.1.1～R4.12.31</td></tr><tr><td colspan="2">家屋の床面積</td></tr><tr><td>50平方メートル以上</td><td>40平方メートル以上
※ただし，40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅は，その年の合計所得金額が1,000万円以下の場合のみ適用</td></tr></table>（令和3年度から）</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>R
4</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定役員等以外の勤続年数5年以下の人は，退職手当等の金額から退職所得控除を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていたが，令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等は，退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については，全額を課税の対象とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>5</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>6</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">年度</td><td colspan="6">個　　人　　市　　民</td></tr>
<tr><td colspan="4">税　　率</td><td colspan="2">そ</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税</td><td colspan="2">県民税</td><td rowspan="2">配　当
控除額</td><td rowspan="2">白色事業
専従者
控除額</td><td rowspan="2">公的年金等
控除額</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>均等割</td><td>所得割</td><td>均等割</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R
7</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="6">・控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者に係る定額減税の実施（令和7年度のみ適用）
　納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下で国外居住者を除く）を有する場合，1万円を所得割額から控除。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">税
の　他</th><th colspan="2" rowspan="2">法人市民税</th><th rowspan="2">年度</th></tr>
<tr><th>寄附金税額控除額</th><th>住宅借入金等
特別税額控除額</th><th>退職所得
控除額</th><th>山林所得
特別
控除額</th><th>法人税割</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td rowspan="2">R
7</td></tr>
<tr><td colspan="5">・子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
子育て世帯または，若者夫婦世帯が認定住宅等を新築し，
令和6年中に入居した場合，借入限度額が上乗せ
<table><tr><th>住宅の区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>認定長期優良・低炭素</td><td>4,500万円</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>ZEN水準省エネ</td><td>3,500万円</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合</td><td>3,000万円</td><td>4,000万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td rowspan="2">8</td></tr>
<tr><td colspan="5">・所得税の基礎控除額が引上げられたことへの対応
控除限度額の算出において，「所得税の課税総所得金額等」に
「所得税の基礎控除額－48万円」の金額を加算してから，
居住開始年月日に応じて5％又は7％を乗じる（令和8年度から）</td></tr>
</table>

年度	固定資産						
	課税標準額				免税点		
	土地		家屋	償却資産	土地	家屋	償却資産
	農地以外	農地					
R4	前年度課税標準額＋価格×5% ただし，商業地等の土地については前年度課税標準額＋価格×2.5%	前年度課税標準額 × 1.025 ～1.10（負担調整率）	課税台帳（補充課税台帳を含む）登録価格	課税台帳（申告書）登録価格	30万円	20万円	150万円
5	前年度課税標準額＋価格×5%	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
6	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
7	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
8	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

税			都市計画税					年度
税率及び税額				課税標準額		免税点	税率及び税額	
土地家屋	償却資産	新築住宅軽減	区域	土地	家屋			
両課税標準額の合計 × 1.4/100	課税標準額 × 1.4/100	法律要件を備えたもの ・床面積要件 50㎡(戸建て以外の住宅にあっては40㎡)以上 280㎡以下	市街化区域内	・農地以外の土地は前年度課税標準額＋価格×5% ・農地は前年度課税標準額×1.025 ～1.10 ただし，商業地等の土地については前年度課税標準額＋価格×2.5%	固定資産税の課税標準となるべき価額	固定資産税が免税点未満のものについては課税しない	土地家屋両課税標準額の合計×0.25/100	R4
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	・農地以外の土地は前年度課税標準額＋価格×5% ・農地は前年度課税標準額×1.025 ～1.1	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	5
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	6
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	7
前年度に同じ	前年度に同じ	法律要件を備えたもの ・床面積要件 (R8.3.31までの新築) 前年度に同じ (R8.4.1からの新築) 40㎡以上 240㎡以下	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	土地家屋両課税標準額の合計×0.30/100	8

年度	固定資産評価					
	土地					
	異動なし					前年中に変更のあったもの又は基準年度の価格によりがたいもの
	宅地	田・畑	山林	原野・池沼・牧場	その他	全地目
R4	令和3基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格（ただし，前年度価格は類似土地の平成30基準年度価格に比準した価格）
5	令和3基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格
6	令和6基準年度価格 地価公示価格等の7割を目途に算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格（ただし，前年度価格は類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格）
7	令和6基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格
8	令和6基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格

産			税			年
価						度
家	屋		償	却	資 産	
新 築 増 築 の 家 屋		在 来 家 屋	申 告	増 加 分	異 動 な し	
非 木 造	木 造	全 家 屋				
令和3基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和3基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	基準年度の価格を据え置き	簡易申告	取得価額又は再取得価額×減価残存率	前年度評価額×減価残存率	R4
前年度に同じ	前年度に同じ	第2年度の価格を据え置き	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	5
令和6基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和6基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和6基準年度による評価替え	全申告	前年度に同じ	前年度に同じ	6
前年度に同じ	前年度に同じ	基準年度の価格を据え置き	簡易申告	前年度に同じ	前年度に同じ	7
前年度に同じ	前年度に同じ	第2年度の価格を据え置き	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	8

年度	軽自動車税	たばこ税	鉱産税	入湯税	事業所税	特別土地保有税
R4	※ 原動機付自転車・二輪車等は平成28年度から以下の税率 50cc以下 2,000円 〃（ミニカー） 3,700円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 二輪車 3,600円 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪小型 6,000円 ※ 平成27年4月1日以後に新規登録された三輪・四輪については以下の税率 三輪車 3,900円 四乗自家用 10,800円 四乗営業用 6,900円 四貨自家用 5,000円 四貨営業用 3,800円	たばこの本数1,000本につき6,552円 ※ 令和3年10月1日から適用	・売渡価格の100分の1 ・鉱物の売渡価格の合計額が200万円以下である場合は，売渡価格の100分の0.7	1人1日150円 ただし，日帰りは50円	・資産割 1㎡当たり 600円 ・従業者割 給与支払総額の0.25/100	平成15年度より課税停止
	※ 初度検査年月によって適用される税額が異なる。 ※ 平成27年3月31日以前に取得した車両及び新車新規登録済みの車両は，初度検査年月から13年を経過するまでは変更なし。 初度検査後13年を経過した車両は，重課が適用。 ※ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた，一定の環境性能を有する三輪及び四輪は翌年度分のみグリーン化特例が適用 ※ 令和元年10月1日から環境性能割が導入。同時に軽自動車税が軽自動車税（種別割）に名称変更。 軽自動車の取得価格×税率（非課税，1.0%，2.0%）（ただし，令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を取得した場合は税率1.0%を軽減）					
5	税率・環境性能割は前年度に同じ ※ グリーン化特例は，25%軽減・50%軽減の「四輪貨物営業用」「四輪貨物自家用」「四輪乗用自家用」は適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
6	環境性能割は前年度に同じ ※税率は令和5年7月より，特定小型原動機付自転車（税率2,000円）が追加 他の税率は前年度に同じ ※グリーン化特例は下記のとおり延長 ・令和5～7年度課税は現行のグリーン化特例（軽課）と同じ内容 ・営業用乗用車の25%軽減措置のみ，令和8年度課税から適用無し ・営業用乗用車の50%軽減措置のみ，令和9年度課税から適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
7	環境性能割は前年度に同じ ※税率は令和7年4月より，原動機付自転車総排気量125cc以下かつ4.0kw以下（税率2,000円）が追加 他の税率は前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
8	環境性能割は令和8年度より廃止 税率は前年度に同じ ※グリーン化特例(軽課)について，概ね75%軽減措置のみ2年延長 ※概ね50%軽減措置は，令和9年度課税から適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

国民健康保険税														年度
課税所得	税率				軽減			未就学児均等割減額	産前産後出産被保険者減額	課税限度額				
	所得割	被保険者均等割	18歳以上均等割	世帯別平等割	7/10	5/10	2/10							
旧ただし書き方式	医療分 6.36/100 支援金分 2.55/100 介護分 2.07/100	医療分 25,900円 支援金分 9,800円 介護分 10,500円		医療分 19,000円 支援金分 7,200円 介護分 6,400円	合計所得金額 43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(28万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(52万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	減額後7割世帯 5,355円 5割世帯 8,925円 2割世帯 14,280円 軽減なし 17,850円		医療分 63万円	支援金分 19万円	介護分 17万円		R4
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(29万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(53万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	所得割額，均等割額を4か月(多胎妊娠は6か月)	医療分 65万円	支援金分 20万円	前年度に同じ		5
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(29万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(54万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	支援金分 22万円	前年度に同じ		6
前年度に同じ	医療分 6.95/100 支援金分 2.76/100 介護分 2.24/100	医療分 26,500円 支援金分 10,100円 介護分 10,800円		医療分 19,400円 支援金分 7,500円 介護分 6,600円	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(30万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(56万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	減額後7割世帯 5,490円 5割世帯 9,150円 2割世帯 14,640円 軽減なし 18,300円	前年度に同じ	前年度に同じ	支援金分 24万円	前年度に同じ		7
前年度に同じ	医療分 6.95/100 支援金分 2.76/100 介護分 2.24/100 子ども分 0.30/100	医療分 26,500円 支援金分 10,100円 介護分 10,800円 子ども分 1,300円	医療分 — 支援金分 — 介護分 — 子ども分 100円	医療分 19,400円 支援金分 7,500円 介護分 6,600円 子ども分 800円	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(31万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(57万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	前年度に同じ	医療分 66万円	支援金分 26万円	前年度に同じ	子ども分 3万円	8

(2) 令和8年度税率及び課税客体等

区　分	課　税　客　体	納　税　義　務　者	賦　課　期　日
市民税	・個人 前年の所得を基に算定した総所得金額等，退職所得金額及び山林所得金額	市内に住所を有する個人（均等割，所得割） 市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ）	1月 1日
	・法人 法人税額（法人税割） 資本金等及び従業者数（均等割）	市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割，法人税割） 市内に保養所その他これらに類する施設を有し，市内に事務所又は事業所を有しない法人（均等割のみ） 公益法人などで，収益事業を行うもの（均等割，法人税割） 公益法人などで，収益事業を行わないもの（均等割のみ）	
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	当該固定資産の所有者	1月 1日
軽自動車税	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車含む） 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	当該原動機付自転車 （特定小型原動機付自転車含む）， 軽自動車，小型特殊自動車 及び二輪の小型自動車の 所有者等	4月 1日

<table>
<tr><th>課　税　標　準　及　び　税　率</th><th>申　告　期　限</th><th>納　　期</th></tr>
<tr><td>・個人
所得割　　6%

均等割　　3,000円</td><td>市民税・県民税申告書
3月16日
給与支払報告書
2月2日</td><td>普通徴収
第1期　6月1日～6月30日
第2期　8月1日～8月31日
第3期　10月1日～11月2日
第4期　1月1日～2月1日

特別徴収
翌月10日</td></tr>
<tr><td>・法人
法人税割　　法人税額の8.4%

均等割　　下表
<table>
<tr><th>資本金等</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える</td><td>50人を超える</td><td>360万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>49万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下</td><td>50人を超える</td><td>210万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>49万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下</td><td>50人を超える</td><td>48万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>19万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下</td><td>50人を超える</td><td>18万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>15万6千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円以下</td><td>50人を超える</td><td>14万4千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公益法人</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">人格のない社団等</td><td>6万円</td></tr>
</table>
※　人格のない社団等が収益事業を行わない場合は非課税</td><td>法人税の申告期限</td><td>中間申告
事業年度開始日より6か月を経過した日から2か月以内

確定申告
事業年度終了後2か月以内
（法定納期限）</td></tr>
<tr><td>地方税法に特別に定めがあるものを除き課税標準の1.4/100
※免税点
土　　地　　300,000 円
家　　屋　　200,000 円
償却資産　　1,500,000 円</td><td>1　新築住宅に対する減額申告 1月31日
2　住宅用地の申告
1月31日
3　償却資産
1月31日</td><td>第1期 4月 1日～ 4月30日
第2期 7月 1日～ 7月31日
第3期 12月 1日～12月28日
第4期 2月 1日～ 3月 1日</td></tr>
<tr><td>・原動機付自転車
50cc以下　　2,000円
125cc以下かつ最高出力4.0kw以下　　2,000円
特定小型原動機付自転車　　2,000円
90cc以下　　2,000円
125cc以下　　2,400円
ミニカー　　3,700円
・小型特殊自動車
農耕用　　2,400円
その他　　5,900円
・軽自動車
ボートトレーラー　　3,600円
トレーラー　　3,600円
二輪　　3,600円
・二輪の小型自動車　　6,000円
<table>
<tr><th></th><th></th><th>初度検査年月が平成27年 4月以降の車両</th><th>初度検査後13年経過した車両</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr>
</table></td><td>・取得申告
納税義務の発生後15日以内

・廃車申告
納税義務の消滅した日から30日以内</td><td>5月1日～ 5月31日
（令和8年度は6月1日納期限）</td></tr>
</table>

区　　分	課　税　客　体	納　税　義　務　者	賦課期日
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこを小売販売業者に売り渡した卸売販売業者等	
鉱産税	採掘した鉱物	鉱物の掘採をした鉱業者	
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客（年齢12歳未満及び市内居住の60歳以上の者などを除く。）	
事業所税	事務所又は事業所において行う事業	当該事業を行う法人又は個人	
都市計画税	土地・家屋	市街化区域内にある土地・家屋の所有者	1月1日
国民健康保険税	・被保険者である世帯員全員の所得 ・被保険者である世帯員 ・世帯	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主	4月1日

課　税　標　準　及　び　税　率	申　告　期　限	納　　期
・ 課税標準 卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数 ・ 税率 売渡本数 1,000本につき6,552円 ※ 令和3年10月1日から適用	前月の販売につき 翌月の末日	申告期限と同じ
・ 課税標準 鉱物を売り渡した価格 ・ 税率 売渡価格の100分の1 （ただし，鉱物の売渡価格の合計額が200万円以下である場合においては，売渡価格の100分の0.7）	掘採した月の 翌月15日から末日	申告期限と同じ
・ 課税標準 温泉の入湯者数 ・ 税率 1人につき　宿泊の場合　150円 日帰りの場合　50円	特別徴収 前月分を翌月15日	申告期限と同じ
資産割 ・ 課税標準 事業所床面積 ・ 税率 事業所床面積1㎡につき600円 （免税点　1,000㎡以下） 従業者割 ・ 課税標準 従業者給与総額 ・ 税率 従業者給与総額の0.25/100 （免税点　従業者数100人以下）	法人 事業年度終了後 2月以内 個人 翌年の3月15日	申告期限と同じ
都市計画税（土地・家屋）の 課税標準の0.3/100		固定資産税の納期と同じ
後期高齢者　介護納　子ども・子育て 医療分　支援金分　付金分　支援金分 所得割　6.95/100　2.76/100　2.24/100　0.30/100 被保険者均等割　26,500円　10,100円　10,800円　1,300円 18歳以上均等割　—　—　—　100円 世帯別平等割　19,400円　7,500円　6,600円　800円 ※ 資産割は平成20年度から廃止		普通徴収 第1期　7月1日 ～ 同月31日 第2期　8月1日 ～ 同月31日 第3期　9月1日 ～ 同月30日 第4期　10月1日 ～ 同月31日 第5期　11月1日 ～ 同月30日 第6期　12月1日 ～ 同月28日 第7期　翌年1月1日 ～ 同月31日 第8期　翌年2月1日 ～ 同月末日